

IV 年度計画

1 令和2年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、令和2年3月30日付で、令和2年度計画を農林水産大臣に届け出た。

その後、

(1) 令和2年5月1日付で、畜産業振興事業費及び野菜価格安定対策事業費の予算を変更（畜産勘定、野菜勘定）

- ア 農林水産省の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大に係る畜産支援対策を実施することに伴い、畜産業振興事業費の所要額が追加されたことによる措置（畜産勘定）
- イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で野菜価格が著しく低落したことにより、野菜価格安定対策事業の交付額の増加が見込まれ、令和2年度農林水産関係補正予算（新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策関係）による財源の追加が手当てされたため、国庫補助金及び野菜生産出荷安定事業費の所要額が追加されたことによる措置（野菜勘定）

(2) 令和2年5月15日付で、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

- 農林水産省の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大に係る畜産支援対策を実施することに伴い、畜産業振興事業費の所要額が追加されたことによる措置

(3) 令和2年6月16日付で、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

- 農林水産省の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大に係る畜産支援対策を実施すること、また、畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業のうち乳業工場向けが当初予算を上回る見込みであることから食肉処理施設向けの予算を流用することに伴い、畜産業振興事業費の所要額が追加されたことによる措置

(4) 令和2年10月8日付で、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

- 農林水産省の要請に基づき、CSF対策（野生イノシシに対する経口ワクチンの散布の支援）として畜産業振興事業を拡充して実施することに伴い、畜産業振興事業費の所要額が追加されたことによる措置

(5) 令和2年11月17日付で、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

- 農林水産省の要請に基づき、CSF対策（野生イノシシに対する経口ワクチンの導入の支援等）として畜産業振興事業を拡充して実施することに伴い、畜産業振興事業費の所要額が追加されたことによる措置

(6) 令和3年2月2日付で、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

農林水産省の要請に基づき、加工原料乳生産者経営安定対策事業において加工原料乳の生産量の増加により生産者積立金の追加造成が必要となること、また、令和2年度第3次補正予算により措置された肥育牛経営改善等緊急対策事業及び国産乳製品等競争力強化対策事業を拡充して実施することに伴い、畜産業振興事業費の所要額が追加されたことによる措置

(7) 令和3年2月15日付で、国庫納付金の予算を変更（でん粉勘定）

令和2年産のでん粉原料用かんしょが病害等により不作であったことから、国及び機関の支援総額に占める国の支援額の割合に基づき調整金収入を按分している国庫納付率が当初の設定を上回ることとなるため、国庫納付金に係る額の増額による措置

(8) 令和3年3月24日付で、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いでいることから、家畜防疫互助基金支援事業において互助金を交付するため、畜産業振興事業費の所要額が追加されたことによる措置

を行うため、年度計画の変更を農林水産大臣に届け出た。

2 事業内容の概要

令和2年度の業務運営の前提となった事業内容の概要は、次のとおりである。

(1) 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜安法」という）の規定による次の業務を行う。

- ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付
- イ 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
- ウ 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という）の輸入
- エ ウの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し
- オ エの業務に伴う指定乳製品等の保管
- カ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

(2) 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。

(3) 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「野菜法」という）の規定による次の業務を行う。

- ア 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付
- イ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付

ウ 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でア又はイの業務に準ずるものに係る
経費の補助

(4) 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。

(5) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という)の規定による次の業務を行う。

ア 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し

イ 異性化糖等の買入れ及び売戻し

ウ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し

エ 甘味資源作物交付金及び国内産糖についての交付金の交付

オ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し

カ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付

(6) 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務を行う。

(7) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号。以下「特別措置法」という)の規定による次の業務を行う。

ア 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付

イ 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付

(8) (1) ~ (7) の業務に附帯する業務を行う。

3 令和2年度の業務運営に関する計画（令和2年度計画）

次ページより、令和2年度の業務運営に関する計画（令和2年度計画）を転載。

独立行政法人農畜産業振興機構令和2年度計画

制定：令和2年3月30日付け元農畜機第8113号
変更：令和2年5月1日付け2農畜機第702号
変更：令和2年5月15日付け2農畜機第977号
変更：令和2年6月16日付け2農畜機第1634号
変更：令和2年10月8日付け2農畜機第3793号
変更：令和2年11月17日付け2農畜機第4506号
変更：令和3年2月2日付け2農畜機第5901号
変更：令和3年2月15日付け2農畜機第6145号
変更：令和3年3月24日付け2農畜機第7177号

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

（1）経営安定対策

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

（ア）肉用牛交付金の交付

肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。

（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表

肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

（ウ）肉豚交付金の交付

肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。

（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表

肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付

指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。

（イ）交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対

象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

2 畜産（酪農・乳業）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

(ア) 対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金を交付する。

ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

(ア) 酪農対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に行う。

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあっては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等の輸入・売買

(ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた令和 2 年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。

(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等

の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

(ウ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡し業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(エ) 上記 (イ) 又は (ウ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに、ホームページで公表する。

(オ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。

イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共に開催する。

(3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

3 野菜関係業務

(1) 経営安定対策

ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

イ 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。

ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

エ 業務内容等の公表

野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

オ セーフティネット対策の適切な対応

平成31年から農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険が開始されたことに伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、登録出荷団体等からの照会等に適切に対応しつつ、生産者が収入保険へ移行する場合の野菜価格安定制度上の手続を的確に実施する。

カ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

4 特産（砂糖・でん粉）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組み

を公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。

イ でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。

5 情報収集提供業務

(1) 調査テーマの重点化

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業が TPP11 協定、日 EU 経済連携協定及び日米貿易協定の発効により新たな国際環境に置かれていることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和 2 年度の実施状況及び令和 3 年度の計画について検討する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

(2) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集から 8 業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

(3) 情報提供の効果測定等

ア アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した 5 段階評価で 4.0 以上の評価を得る。

イ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 % の抑制を行うことを目標に、削減する。

(2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指數を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとともに、競争性のある契約に占める一括応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。

4 業務執行の改善

(1) 業務全体の点検・評価

ア 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。

イ 令和元年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。

ウ 第三者機関による令和元年度における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

(2) 補助事業の審査・評価

令和元年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

6 補助事業の効率化等

(1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとともに、以下の取組を実施す

る。

- ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。
- イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

(2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。

- ア 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。
- イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。
- ウ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。

また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。

- エ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10業務日以内とする。

- オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。

また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法の改善を行う。

- カ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。

（ア）決算上の不用理由の分析を行う。

（イ）造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。

7 ICTの活用による業務の効率化

TPP等政策大綱に基づく制度改革等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

令和2年度予算

(1) 総 計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集 提供	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	373	52	394	613	468	145	313	907	2,653
国庫補助金			11,536						11,536
その他の政府交付金	50,737	31,588		10,545	10,545		214	231	93,316
業務収入		32,772		56,667	46,216	10,451		663	90,102
拠出金	5,592	0							5,592
負担金			1,132						1,132
納付金			830						830
資金より受入	270,607	38,235	11,163					51	320,056
借入金				38,033	38,033	-			38,033
諸収入	6,942		91				96	310	7,438
計	334,251	102,648	25,145	105,858	95,262	10,596	623	2,164	570,689
支出									
業務経費	335,735	113,227	24,915	76,426	65,131	11,295	423		550,726
借入金償還				29,800	29,800	-			29,800
人件費	479	240	282	489	393	97	236	1,023	2,749
一般管理費								1,217	1,217
その他支出				50	50				50
計	336,214	113,467	25,197	106,765	95,374	11,392	659	2,240	584,543

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	336	52					81	162	633
その他の政府交付金	50,737	7,298					214	221	58,471
拠出金	5,592	0							5,592
調整資金より受入	69,409								69,409
畜産業振興資金より受入	201,198	38,235						51	239,484
諸収入	1,026						79	166	1,271
計	328,298	45,585					375	601	374,860
支出									
業務経費	269,508	45,533					293		315,334
肉用牛肥育及び豚経営安定交付金等事業費	120,122								120,122
畜産業振興事業費	149,386	45,533							194,919
情報収集提供事業費							293		293
肉用子牛勘定へ繰入	58,454							14	58,468
人件費	436	68					106	368	978
一般管理費								264	264
計	328,398	45,601					399	646	375,045

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
収入									
その他の政府交付金		24,290						10	24,300
業務収入		32,772						663	33,435
諸収入								6	6
計		57,062						679	57,742
支出									
業務経費		67,694							67,694
加工原料乳補給金等事業費		37,492							37,492
輸入乳製品売買事業費		30,202							30,202
人件費		172						123	295
一般管理費								557	557
計		67,866						679	68,545

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
収入									
運営費交付金			394				68	139	601
国庫補助金			11,536						11,536
野菜事業負担金			1,132						1,132
野菜事業納付金			830						830
野菜生産出荷安定資金より受入			11,163						11,163
諸収入			91				16	133	240
計			25,145				84	272	25,501
支出									
業務経費			24,915				46		24,961
野菜生産出荷安定事業費			22,867						22,867
野菜農業振興事業費			2,048						2,048
情報収集提供事業費							46		46
人件費			282				47	157	487
一般管理費								130	130
計			25,197				93	287	25,578

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
収入									
運営費交付金				468	468		122	445	1,035
その他の政府交付金				10,545	10,545				10,545
業務収入				46,216	46,216				46,216
借入金				38,033	38,033				38,033
諸収入				95,262	95,262			3	3
計							122	448	95,833
支出									
業務経費				65,131	65,131		54		65,184
糖価調整事業費				48,025	48,025				48,025
国庫納付金				17,106	17,106				17,106
情報収集提供事業費							54		54
借入金償還				29,800	29,800				29,800
人件費				393	393		71	269	733
一般管理費				50	50			191	191
その他支出				95,374	95,374		125	459	95,958

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
収入									
運営費交付金				145		145	42	144	331
業務収入				10,451		10,451			10,451
借入金				-		-			-
諸収入								1	1
計				10,596		10,596	42	144	10,782
支出									
業務経費				11,295		11,295	30		11,325
でん粉価格調整事業費				6,419		6,419			6,419
国庫納付金				4,876		4,876			4,876
情報収集提供事業費							30		30
借入金償還				-		-			-
人件費				97		97	12	84	193
一般管理費								61	61
計				11,392		11,392	42	145	11,579

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	37							17	54
畜産勘定より受入	58,454							14	58,468
諸収入	5,916							2	5,918
計	64,407							33	64,440
支出									
業務経費	66,227								66,227
肉用子牛補給金等事業費	66,227								66,227
人件費	43							22	64
一般管理費								14	14
計	66,270							36	66,306

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

2 収支計画

令和2年度収支計画

(1) 総 計

(単位：百万円)

区 別	畜産(肉畜・食肉等) 関係	畜産(酪農・乳業) 関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集 提供	法人共通	合計
費用の部	336,181	111,543	23,709	76,931	65,546	11,384	643	2,368	551,376
経常費用	336,181	111,543	23,709	76,931	65,546	11,384	643	2,368	551,376
業務経費	335,713	111,320	23,441	76,426	65,131	11,295	423		547,323
人件費	446	223	262	455	365	89	220	1,139	2,745
一般管理費								1,207	1,207
その他支出				50	50			0	50
減価償却費	22	1	7	0	0			21	51
収益の部	334,325	100,737	23,709	67,814	57,221	10,592	643	2,368	529,595
経常収益	327,386	100,737	23,709	67,814	57,221	10,592	643	2,368	522,657
運営費交付金収益	446	63	425	602	460	141	333	749	2,619
補助金等収益	326,936	69,823	23,186	10,545	10,545		214	282	430,988
業務収入		30,850		56,667	46,216	10,451		678	88,196
資産見返運営費交付金戻入				0	0			5	5
資産見返補助金戻入			7					2	9
賞与引当金見返に係る収益								158	158
退職給付引当金見返に係る収益								184	184
諸収入	3		91				96	310	500
臨時利益	6,938								6,938
過年度補助事業費返還金等	6,938								6,938
純利益（△純損失）	△ 1,857	△ 10,806	-	△ 9,117	△ 8,325	△ 792	-	△0	△ 21,781

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
費用の部	328,369	45,596					392	699	375,056
経常費用	328,369	45,596					392	699	375,056
業務経費	269,508	45,533					293		315,334
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,122								120,122
畜産業振興事業費	149,386	45,533							194,919
情報収集提供事業費							293		293
肉用子牛勘定へ繰入	58,454							14	58,468
人件費	407	63					98	418	987
一般管理費								259	259
減価償却費								8	8
収益の部	328,369	45,596					392	699	375,056
経常収益	327,347	45,596					392	699	374,034
運営費交付金収益	407	63					98	102	671
補助金等収益	326,936	45,533					214	273	372,956
賞与引当金見返に係る収益								60	60
退職給付引当金見返に係る収益								98	98
諸収入	3						79	166	248
臨時利益	1,022								1,022
過年度補助事業費返還金等	1,022								1,022
純利益(△純損失)	-	-					-	-	-

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
費用の部		65,947						694	66,642
経常費用		65,947						694	66,642
業務経費		65,787							65,787
加工原料乳補給金等事業費		37,492							37,492
輸入乳製品売買事業費		28,295							28,295
人件費		160						138	297
一般管理費								557	557
減価償却費		1							1
収益の部		55,141						694	55,835
経常収益		55,141						694	55,835
補助金等収益		24,290						10	24,300
業務収入		30,850						678	31,529
諸収入								6	6
純利益(△純損失)		△ 10,806						-	△ 10,806

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
費用の部			23,709				90	310	24,110
経常費用			23,709				90	310	24,110
業務経費			23,441				46		23,487
野菜生産出荷安定事業費			21,393						21,393
野菜農業振興事業費			2,048						2,048
情報収集提供事業費							46		46
人件費			262				44	178	483
一般管理費								128	128
減価償却費			7					5	12
収益の部			23,709				90	310	24,110
経常収益			23,709				90	310	24,110
運営費交付金収益			425				73	117	616
補助金等収益			23,186						23,186
資産見返補助金戻入			7						7
賞与引当金見返に係る収益								33	33
退職給付引当金見返に係る収益								28	28
諸収入			91				16	133	240
純利益(△純損失)			-				-	-	-

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
費用の部				65,546	65,546		120	475	66,141
経常費用				65,546	65,546		120	475	66,141
業務経費			65,131	65,131			54		65,184
糖価調整事業費				48,025	48,025				48,025
国庫納付金				17,106	17,106				17,106
情報収集提供事業費							54		54
人件費				365	365		66	279	711
一般管理費								188	188
その他支出				50	50			0	50
減価償却費				0	0			7	7
収益の部				57,221	57,221		120	475	57,816
経常収益				57,221	57,221		120	475	57,816
運営費交付金収益				460	460		120	377	958
補助金等収益				10,545	10,545				10,545
業務収入				46,216	46,216				46,216
資産見返運営費交付金戻入				0	0			3	3
資産見返補助金戻入								2	2
賞与引当金見返に係る収益								46	46
退職給付引当金見返に係る収益								44	44
諸収入								3	3
純利益(△純損失)				△ 8,325	△ 8,325		-	-	△ 8,325

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
費用の部				11,384		11,384	41	164	11,590
経常費用				11,384		11,384	41	164	11,590
業務経費				11,295		11,295	30		11,325
でん粉価格調整事業費				6,419		6,419			6,419
国庫納付金				4,876		4,876			4,876
情報収集提供事業費							30		30
人件費				89		89	11	101	202
一般管理費								61	61
減価償却費								1	1
収益の部				10,592		10,592	41	164	10,797
経常収益				10,592		10,592	41	164	10,797
運営費交付金収益				141		141	41	138	321
業務収入				10,451		10,451			10,451
資産見返運営費交付金戻入								2	2
賞与引当金見返に係る収益								15	15
退職給付引当金見返に係る収益								9	9
諸収入								0	0
純利益（△純損失）				△ 792		△ 792	-	-	△ 792

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
費用の部	66,267							40	66,306
経常費用	66,267							40	66,306
業務経費	66,205								66,205
肉用子牛補給金等事業費	66,205								66,205
人件費	40							25	65
一般管理費								14	14
減価償却費	22								22
収益の部	64,410							39	64,449
経常収益	58,494							39	58,533
運営費交付金収益	40							15	54
畜産勘定より受入	58,454							14	58,468
賞与引当金見返に係る収益								4	4
退職給付引当金見返に係る収益								5	5
諸収入								2	2
臨時利益	5,916								5,916
過年度補助事業費返還金	5,916								5,916
純利益（△純損失）	△ 1,857							△0	△ 1,857

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

3 資金計画

令和2年度資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
資金支出	470,404	143,278	33,758	124,671	112,354	12,317	656	9,393	782,160
業務活動による支出	327,304	111,868	25,236	76,436	65,038	11,397	656	2,224	543,723
投資活動による支出	141,000	20,000	2,000					5,605	168,605
財務活動による支出	1,251	1		38,576	38,576	-		11	39,838
次年度への繰越金	849	11,409	6,522	9,659	8,739	920	-	1,554	29,993
資金収入	470,404	143,278	33,758	124,671	112,354	12,317	656	9,393	782,160
業務活動による収入	63,655	62,586	13,986	67,776	57,232	10,545	622	2,120	210,746
投資活動による収入	281,000	20,000	8,500					5,600	315,100
財務活動による収入				46,807	46,807	-			46,807
前年度繰越金	125,749	60,691	11,273	10,087	8,315	1,772	33	1,673	209,507

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しております、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
資金支出	461,334	46,268					394	6,909	514,905
業務活動による支出	319,257	46,268					394	633	366,552
投資活動による支出	140,000							5,605	145,605
財務活動による支出	1,229							8	1,236
次年度への繰越金	848	-					-	663	1,511
資金収入	461,334	46,268					394	6,909	514,905
業務活動による収入	57,702	7,350					372	544	65,969
投資活動による収入	280,000							5,600	285,600
前年度繰越金	123,631	38,918					22	765	163,336

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 捩給金等勘定

(単位：百万円)

区分	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
資金支出		97,009						957	97,966
業務活動による支出		65,599						684	66,283
投資活動による支出		20,000							20,000
財務活動による支出		1							1
次年度への繰越金		11,409						273	11,682
資金収入		97,009						957	97,966
業務活動による収入		55,236						694	55,930
投資活動による収入		20,000							20,000
前年度繰越金		21,773						262	22,035

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
資金支出			33,758				93	830	34,682
業務活動による支出			25,236				93	289	25,619
投資活動による支出			2,000						2,000
財務活動による支出								2	2
次年度への繰越金			6,522				-	539	7,061
資金収入			33,758				93	830	34,682
業務活動による収入			13,986				85	280	14,350
投資活動による収入			8,500						8,500
前年度繰越金			11,273				8	551	11,832

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
資金支出				112,354	112,354		126	450	112,930
業務活動による支出				65,038	65,038		126	450	65,615
財務活動による支出				38,576	38,576				38,576
次年度への繰越金				8,739	8,739	-	-	-	8,739
資金収入				112,354	112,354		126	450	112,930
業務活動による収入				57,232	57,232		123	439	57,794
投資活動による収入								0	0
財務活動による収入				46,807	46,807				46,807
前年度繰越金				8,315	8,315		3	11	8,329

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
資金支出				12,317		12,317	42	147	12,505
業務活動による支出				11,397		11,397	42	146	11,585
財務活動による支出				-		-		1	1
次年度への繰越金				920		920	-	-	920
資金収入				12,317		12,317	42	147	12,505
業務活動による収入				10,545		10,545	42	144	10,731
投資活動による収入								0	0
財務活動による収入				-		-			-
前年度繰越金				1,772		1,772	0	2	1,775

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
資金支出	60,131							115	60,246
業務活動による支出	59,108							36	59,144
投資活動による支出	1,000								1,000
財務活動による支出	22								22
次年度への繰越金	1							79	79
資金収入	60,131							115	60,246
業務活動による収入	57,013							33	57,046
投資活動による収入	1,000								1,000
前年度繰越金	2,117							82	2,199

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

4 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

5 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。

- (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月 2 回以上実施する。
- (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。

第 4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4 億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業でのん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。

第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。

平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。

第 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし

第 7 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。

ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。

イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。

ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。

エ 令和2年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。

オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。

カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。

(2) コンプライアンスの推進

法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された令和2年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。

(3) 業務運営能力等の向上

職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。

ア 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。

(ア) 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現地研修等

(イ) 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等

(ウ) 管理職研修として、新任管理職研修等

イ 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。

(ア) 会計関連研修として、会計事務職員研修

(イ) 広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修

(ウ) 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修

(エ) 監査関連研修として、内部監査研修等

(オ) 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修

(カ) 畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修

3 情報公開の推進

(1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。

ア 畜産関係業務、野菜関係業務

(ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。

(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。

イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務

機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。

ウ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。

エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。

4 消費者等への広報

(1) 消費者等への情報提供

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。

ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。

イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。

ウ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。

(2) ホームページの機能強化

ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。

ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分

析を実施する。

イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページをスマートフォンへ対応させるなど必要に応じてその結果をホームページに反映させる。

ウ 農畜産業及びその関連産業の発展に寄与するため、これら産業に携わる事業者等がホームページに広告を掲載する機会を提供する。

5 情報セキュリティ対策の向上

(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備

所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

6 施設及び設備に関する計画

予定なし

7 積立金の処分に関する事項

畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号口からヘまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びヘに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。